

議案第49号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

新たに設置する朝来市障害者自立支援協議会及び朝来市遺跡発掘調査等検討委員会の委員報酬額を朝来市報酬等審議会の答申に基づき定めることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

学校運営協議会	委員	日額	9,000円
---------	----	----	--------

」を

「

学校運営協議会	委員	日額	9,000円
障害者自立支援協議会	委員	日額	9,000円
遺跡発掘調査等検討委員会	委員	日額	9,000円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号資料

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係） 報酬額表				別表（第2条関係） 報酬額表			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)				(略)			
学校運営協議 会	委員	日額	9,000 円	学校運営協議 会	委員	日額	9,000 円
スポーツ推進 委員	委員	年額	50,000 円	障害者自立支 援協議会	委員	日額	9,000 円
(略)				遺跡発掘調査 等検討委員会	委員	日額	9,000 円
				スポーツ推進 委員	委員	年額	50,000 円
				(略)			